

令和8年度 入山地区森林環境保全整備事業
(保護伐)

作 業 仕 様 書

この請負事業の作業仕様書は、次のとおりとする。

製品生産事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降）

関東森林管理局製品生産仕様書（令和5年3月1日以降）

検知業務仕様書（令和2年4月7日以降）を適用するものとする。

特 記 仕 様 書

この請負事業に係る特記仕様書及び特記事項は次に示すとおりとする。

特 記 事 項

1. 森林作業道の作設について

- (1) 森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知に基づき行うこととし、別紙1「森林作業道作設に係る特記仕様書」のとおりとする。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路網計画を明示した図面を含めた事業計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で承認された森林作業道の路網計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路網計画と異なる施工等により、林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2. 事業用車両の通行について

- (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあつては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損害等の行為があつた場合は、原因者負により対処すること。
- (2) 車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。

3. 国有林野の貸付地あるいは民有地を使用する場合について

- (1) 事業箇所周辺には国有林を第三者に貸付している国有地や民有地が所在している場合もあり、事業実行上、それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者責任において当該土地地権者の承諾等を得ること。
- (2) 事業実行にあたり、貸付施設に損傷等の行為があつた場合は、原因者負担により対処すること。

(3) 事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないように努めること。

4. 各種法令等の許可等について

当事業地は、水源かん保安林等に指定されており、指定された立木以外の立木を伐採する場合や作業道の作設等により土地の形質を変更する場合（架線を含む）は、県知事等との協議が必要であるため、作業前に協議手続きを行い、県知事等の同意を得た後に着手すること。

5. C S F（豚熱）への対応について

C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、埼玉県におけるC S F対策を熟知して適切な対応に努めること。

6. 作業方法について

当該事業地の作業方法（搬出方法・施設の使用等）について、監督職員の立ち合い・承認を得てから実施すること。

7. 林地残材の処理方法について

- (1) 搬出をしない伐倒木は、必要に応じて表土流出の観点から等高線に沿って接地させ、転落・流出しないように伐根や止め木等により固定させること。
- (2) 末木枝条について、上記存置木の上流側に集積するものとし、沢敷きや降雨時に出水の恐れがある窪地等への集積は行わないこと。

8. 検知作業について

原則として一般材は毎木検知、低質材は層積検知とする。ただし、低質材であっても層積検知換算率を算出するため、層積検知開始前に1つ以上の極山については毎木検知も行うこととする。また、事業中に生産元林小班や材品質が変わった場合、その都度換算率の変更を指示する場合がある。

【別紙2「検知業務仕様書」のとおり

9. 山火事発生時における消火活動等への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

10. トラック運材

製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に定める封印の対象は、国有林外へ運搬する場合とする。封印は、監督職員の指示を受けて行うものとし、発送時点において荷締策の結び目等を開封まで外すことができないように行うものとする。

11. 事業進捗状況管理

毎月、様式1「工程管理表（月別）」を作成し、翌月10日までに提出すること。

また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。

なお、様式の記入については、別紙事業進捗状況管理（様式の記入要領）によるものとする。

1 2. 実行写真の提出について

実行写真の提出にあたっては、紙媒体に加え電子媒体を提出すること。納品にあたっては、製品生産事業請負実行管理基準に沿って行うこと。

1 3. 生産請負材の生産管理について

（１）生産請負材（以下「生産材」という。）については、承認を受けた事業計画に基づき、計画的かつ円滑な実施に努めること。

（２）生産材は、事業地での生産から受け入れ市場における販売まで一貫して行うため、素材の生産状況、市場の土場の貯材状況、市場における当該素材の検知、仕分け、桟積及び販売の進捗状況等を勘案し、森林管理事務局長が指定した職員（監督職員等）の指示の下、素材の円滑な搬出・受入に必要な調整を行うこととする。

1 4. 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

【別紙３「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」のとおり。】

1 5. 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。

【別紙４「安全確保に資する衛星携帯電話の利用について」のとおり。】

別紙 1

森林作業道作設に係る特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（令和3年4月1日付け2林整整第1400号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出・主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ① 地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③ 排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④ 急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤ S字カーブは、連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

なお、カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5 m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30 cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

別紙2

検知業務仕様書

1 検知業務は、次の各業務とする。

- (1) 日本農林規格及び関東森林管理局「素材の検知心得」及び森林管理署、支署、森林管理事務所（以下「発注者」という。）の指示による規格等を、木口に表示する業務とする。

ただし、全幹材の検知及び層積の検知については次による。

- (ア) 全幹材の胸高直径は、元口から 1.20 m とし、径の測定は測定しやすい方向からの一方差しとする。
- (イ) 全幹材の樹高は、元口から梢端部までとする。ただし、梢端部が折損又は、切断されている場合は、その部分を推定加算する。
- (ウ) 全幹材の品質区分は、収穫調査規定第 22 条（平成 17 年 3 月 31 日付 16 関版第 105 号制定）に準じて行うものとする。
- (エ) 層積による検知は、発注者の指示する樹材種について行うものとする。
- (オ) 層積材積は、槎の幅、高さ、長さを測定し、その相乗積を求め、発注者の示す実材積換算率を乗じて求めるものとする。
- (カ) 高さの算出は、槎の高さの変化する点を測り、その高さを平均した高さを使用するものとする。なお、検知位置をペンキ等により明示しておくこと。
- (2) (1) の業務に加えて野帳に記録し本数を突合し、層積検知にあつては層積形状を記載する業務。
- (3) (2) の業務に加えて完了した槎山に白ペンキで白帯を塗布する業務とする。
- (4) (3) の業務に加えて素材検知野帳データを国有林情報管理システムに入力する作業とする。ただし、実行可能な者に限る。

2 素材への表示は、木材チョークで末口に明瞭に行うものとする。

なお、長級については、槎山等で確認できる場合は表示を省略できるものとする。

3 全幹材への表示は、木材チョークで材長・胸高直径・末口径・類別を元口に行うものとする。

4 野帳は、槎山毎に集計するものとする。

5 検知に使用する器具等については、発注者の検査に合格したもの、あるいは指定したものを使用すること。（別紙 2、検知用器具等の規格表）

6 検知野帳等の帳票類については、発注者が交付するものとする。（別紙 2、帳票等の種類）

7 検知の結果、採材寸法が定められた長さ以下（寸法切れ）の場合は、監督員に連絡の上その指示に従うこと。

8 請負者は、完了極の検知業務を完了したときは、速やか（原則 7 日以内）に発注者へ通知し、その検査を受けなければならない。また、1－(4)の業務にあたっては、入力前に素材検知野帳の検査を受けることとする。

別紙 3

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分としての 6 日間 7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分としての 3 日間及び事業中止期間は含まない（事業期間には 不稼働日も含む。）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

4 気温の計測方法等については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする
なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に補正係数は加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。